

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第47号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第55条の見出し中「証券」を「小切手」に改め、同条中「当該小切手の支払場所が出納機関の所在地でないもの又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 収入金を納付できる小切手の支払地の区域は、全国の区域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。